

特 定 事 業 許 可 証

住 所 神戸市中央区磯上通4丁目3-10
氏 名 株式会社 フォーシーズンズ
代表取締役 岡 康男

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第23条の規定による許可を受けた特定事業であることを証明する。

神戸市長 矢 田 立 郎



許可の年月日 平成21年3月9日
許可番号 第20K0043号

1. 特定事業区域の位置及び面積

神戸市北区山田町小部字東山65番1、70番
計 2,994.85m²

2. 特定事業の期間

平成21年3月9日から平成22年3月8日

3. 許可の条件

なし

4. 許可の状況

平成21年3月9日 新規許可

平成21年8月4日 変更許可

特定事業許可申請書

平成 年 月 日

神戸市長 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)

神戸市中央区磯上通4丁目3-10

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社フォーシーズンズ 代表取締役 岡 康 男

電話 (078) 222-3700 番



事業区域の位置及び面積	A = 2994.85 m ² 添付書類：事業区域周辺の位置図、現況を示す写真、事業区域の土地の登記簿の謄本、及び公図の写し、所有権その他の使用する権限を有することを証する書類
事業所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置	別添平面図の通り
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	許可日から 2ヶ月間 7192 m ³ 平成 21年 月 日まで
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画	別紙のとおり
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が完了した場合の事業区域の構造 (一時たい積事業にあっては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造)	別紙のとおり
備 考	施工完了後の土地利用の方法：資材置場

4 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置

排水の採取設備の設置	(設置場所) 排水を採取するための採取場所を1箇所設置する。 添付書類：排水計画平面図（記載事項 排水施設、排水の採取場所）
汚染状態の測定	(測定方法) 事業開始の降雨の直後、及び事業完了降雨の直前には、排水の水質の測定（鉛、砒素等）を行う。汚染のおそれのある区域から土砂等を搬入する場合は、搬入後、当該物質について最低年1回は排水の水質の測定を行う。
その他の措置	(内容) 特になし
上記内容を含む施工期間中における排水の汚染状態を測定するための計画の作成	有 ・ (無)

5 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

施工期間中の排水の措置 その他の土砂等の流出を防止するための措置	(内容) 当該申請区域は、宅地造成規制法に基づき平成21年に許可を得ており、雨水等による土砂の流出は法面保護工等により未然に防止します。
施工期間中の法面の保護 その他の土砂等の崩落の防止のための措置	(内容) 工期は梅雨及び台風の時期からはずれているが、降雨時に十分に配慮しながら、施工する共に風による砂塵の飛散を防止するために、転圧、法面保護の措置を適切に講じる。 法面は種子吹き付け等（宅造許可）
上記内容を含む施工期間中における災害を防止するための計画の作成	有 ・ (無)

6 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時的な積事業にあつては、一時的な積事業が行われている間の事業区域の構造）

土砂埋立て等の区域の構造	別添、計画図面のとおり 添付書類：計画平面図及び断面図・排水計画平面図・排水構造図・水理計算書
事業区域内に設置した工作物	適切に排水するための工作物：暗渠排水工・表面排水工

※添付書類：宅地造成等規制法の許可証

別紙

1 特定事業に使用する土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画

特定事業の種類	埋立て事業・一時たい積事業			
特定事業に使用する土砂等	性状	採取場所又は搬出先	搬入量又は搬出量	搬入又は搬出をする期間
	砂質土		7192 m ³	許可日から3ヶ月間

2 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置

監視員等	<p>(監視方法) 事業区域入り口に本社従業員を常駐させ、土砂搬入時に廃棄物が混入していないかのチェック確認を行う。又、搬入業者にも周知徹底させる。</p> <p>(配置場所) 通常は事業区域入り口付近に常駐するが、車両搬入の度に展開検査場所まで誘導し確認する。</p> <p>(配置人数等) 通常2名体制で行う。</p>	
土砂等の検査	<p>(検査方法) 積荷を降ろす時は、毎回本社従業員が目視で廃棄物が入っていないことを確認する。また、重機オペレーターも整地の際に、異物が入っていないかを確認する。運搬車が取引先の運転手の場合、一緒に展開検査を受ける。</p>	
その他の措置	<p>(内容) 廃棄物が混入されていた時は、何が混入されているのか確認して、直に本社に連絡すると共に、廃棄物を排出事業者に持って帰らせ、廃棄物として処理するように指示する。</p>	
上記の内容を含む廃棄物の混入を防止するための計画の作成		有・ <input checked="" type="radio"/> 無

3 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査	<p>(調査方法) 従前の土地利用状況は山林であり、登記簿上も山林であったが、宅地造成等許可を取得している。また、当然工場の跡地でもなく、地下水汚染等は考えられない。</p>	
土砂等の検査	<p>(検査方法) 監視員により、土砂搬入毎に、色、臭気等によって土壌安全基準に適合しない土砂ではないかどうか確認する。発生場所が変わった時は特に注意することとする。土地の利用の状況調査によって、汚染の可能性が考えられる場合は、残土の受け入れ前には発生元から採取した土砂を分析し、安全基準に適合しなかった場合は土砂の受け入れをしない。</p>	
その他の措置	<p>(内容) 搬入後に色、臭気等によって汚染の可能性が疑われる場合は、搬入を一時停止し、それまでに搬入した土砂による排水の測定を行う。測定の結果、汚染が確認された時は、発生元に受け入れの中止を申し入れる。また汚染土砂の適正な処分を行う。</p>	
上記の内容を含む土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するための計画の作成		有・ <input checked="" type="radio"/> 無

施 工 計 画 書

1. 計画の概要

【造成の目的】

建設資材置場を目的とします。造成地周辺は自然環境に恵まれており、盛土法面（がけ面）は、種子吹付け等による自然環境に馴染むよう法面保護を行います。

尚、当該申請地には、建築計画はありません。

2. 行為の位置

国道428号線小部峠（交差点）の東約1.0km、神戸市森林植物園の西約1.0km、明石神戸宝塚線より北に300mに位置している。（別紙位置図参照）

3. 造成地の現況

造成地の現況は、東西に走る谷筋を中心に4角形の土地で、クヌギ及びコナラ等の樹林により、山林を形成している。

4. 用途地域

・市街化区域

第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率150%）

・第4種高度地区（防火指定なし）

・宅地造成工事規制区域

5. 工事の施工方法

準備工→土工→排水工→法面工→整地工→片付け

（施工機械：バックホー、ブルドーザー等）

6. 土工計画

切土（面積）	0 m ²	（土量）	0 m ³
盛土（面積）	2994.85 m ²	（土量）	7192 m ³

切盛土量は、上記のように盛土量が多く、他からの搬入が余儀なくされるため、出入口付近にガードマンを配置して安全に努めます。

又、盛土材料（搬入土砂）については、良質な土砂を使用すると共に、準備工として、盛土前には現況地の伐開、除根処理を行います。

締固めについては、土質及び使用機械に応じて適当な含水比の状態での施工をし、締固め一層の仕上がり厚さは、30cm以下とする等、品質管理に努めます。

7. 交通対策

工事中は、関係者以外立ち入り禁止とし、入口付近及び必要となる箇所に交通整理員を配し、交通安全対策を実行すると共に一般の方々に迷惑をかけないように注意します。

8. 防災工事及び工事中の防災対策

- 1) 台風・大雨などの異常降雨に備え、土砂・資材が流出しないよう留意すると共に、防災資材を常備、工事資材等は安全管理します。
必要ならば、沈砂池を設置し仮排水路により、雨水等を導きます。
- 2) 人の通行がある場合は、仮囲い (H=1.80m) を設置し、通行の支障や事故のないよう心がけます。
- 3) 災害時に直ちに対策がとれるよう、緊急時の体制を定め、人員・資材の緊急配備計画を建てておく。
- 4) 関係法令に基づき安全管理を徹底します。

9. 設計説明書

(土 工)	切 土	S= 0 m ³
	盛 土	S= 7192 m ³
	不足土	S= 7192 m ³
(排水施設工)	U型トラフ240	L= 50.00m 75.20 m
	U型トラフ300	L= 61.00m
	集水枡工-1	N= 1.0ヶ所
	集水枡工-2	N= 1.0ヶ所
	枡嵩上工	N= 1.0ヶ所
	管渠工 φ400	L= 58.00m
	管渠工 φ500	L= 88.30m
	小 堤 工	L= 46.00m
(防災工)	暗渠排水 φ150	L= 33.00m
	暗渠排水 φ200	L= 55.00m
(雑 工)	盛土法面工 (種子吹付け)	A=380m ²

10. 神戸市建設局総務部宅地開発指導課との協議

協議日：平成20年12月19日10：00

担当者：■■■■■

協議内容：以下の内容の誓約書を添付し、神戸市北建設事務所に宅地造成に関する
工事の許可申請を行うよう指導あり。

(誓約書の内容)

1. 建築計画の予定なし。
2. 建築を行う場合は、神戸市の指導に従うと共に都市計画法第29条の申請を行うこと。
3. 第三者に土地の権利を譲渡する場合は、上記項目を承継すること。

11. 神戸市公園砂防部緑地課に確認

確認日：平成20年1月19日

担当者：■■■■■

確認内容：神戸市土砂災害危険箇所図中の土石流危険溪流の扱いについて
特に申請手続き等は、する必要はない。